

募集

令和9年度釧路管内町村職員採用資格試験（高校卒）

令和9年4月1日採用予定の職員採用資格試験を実施します。

受験資格／高校卒（短大・専門学校卒を含む）または卒業見込で、平成15年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方

受付期間／8月21日(金)まで

※郵送の場合は8月21日付消印有効**申込書の請求先**／釧路管内各町村役場総務課または釧路町村会。郵送の場合は、封筒の表に「町村職員試験申込書請求」と朱書きして、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を同封してください。

第1次試験日／9月20日(日)

所 釧路町公民館

▼採用予定者数（一般事務）

白糠町5人、釧路町1人
厚岸町5人 浜中町1人
標茶町1人 弟子屈町3人
鶴居村1人

※町村会では採用しません。

問 総務課職員係（215）
釧路町村会事務局
☎0154・43・0649



白糠町職員（専門職）の募集

令和9年4月1日採用予定の職員（専門職）を募集します。募集職種ごとの詳細な受験資格は白糠町HP（下記二次元コードから）をご確認ください。

募集職種／土木技術職1人
建築技術職1人

受験資格／高校以上の学校を卒業または卒業見込で、平成15年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方

受付期間／8月21日(金)まで

応募方法

①パソコンもしくはスマートフォンから白糠町HPの専用ページにアクセスし、必要事項を入力し、申込みしてください。

②申込み後、役場から「履歴書」と「作文」の様式を送付しますので、指定期日までに必要書類を添えて総務課職員係へ提出してください。

③適性検査の実施方法等については、応募者へ別途通知します。

試験日／9月中旬～11月中旬(予定)

※詳細は応募者へ別途通知します。

所 白糠町役場

問 総務課職員係（215）

公共職業訓練受講生募集

募集訓練科／建設荷役車両運転科、ビジネスワーク科

受付期間／7月27日(月)～9月1日(火)

訓練期間／建設荷役車両運転科は10月2日(金)～令和9年3月26日(金)まで、ビジネスワーク科は10月2日(金)～令和9年3月30日(火)まで。

対 ハローワークに求職の登録をしている方

定 建設荷役運転転車両科20人、ビジネスワーク科15人

費 2万円程度

※8月6日(木)、20日(木)、27日(木)には見学会も実施します。

申 ハローワーク釧路
☎0154・41・1201

問 ポリテクセンター釧路
☎0154・57・5938

福祉

各種医療費受給者証のお知らせ

現在、重度心身障がい者医療費・子ども医療費（中学生以上の方を除く）・ひとり親家庭等医療費の受給者証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっています。新しい

功労者表彰候補者推薦

町では、まちの発展に寄与した方に対し、文化の日（11月3日）に功労者表彰を行っています。

申請・推薦方法／8月28日(金)まで申請書または推薦調書を総務課（2階8番窓口）へ提出してください。

問 総務課総務係（217）

文化奨励表彰候補者推薦

教育委員会では、本町の文化の発展に著しく貢献または寄与したと認められる個人または団体に対し、文化奨励賞を贈呈しています。

申請・推薦方法／8月24日（月）まで申請書または推薦調書を教育委員会管理課総務係に提出してください。（郵送可）

問 教育委員会管理課総務係（262）

排水設備工事責任技術者試験

町の排水設備指定工事店の資格要件となる排水設備工事責任技術者の全道統一試験を実施します。

日 10月14日(水)

所 釧路ロイヤルイン（釧路市黒金町14丁目9番地2号）

受験料／7000円

申 8月17日(月)～26日(水)（土日、祝日

を除く）までに水道課業務係（1階5番窓口）へ申し込みたい。

※試験の詳細は一般財団法人札幌市下水道公社のHP（左記二次元コードから）をご覧ください。試験用問題集・テキストに関しては東京官書普及株式会社（☎03・3292・3701）までお問い合わせください。

問 水道課業務係（564）



水道メーター検針員募集

募集人数／2人

資格／満18歳以上（男女不問）で、体力と視力に自信のある方

業務内容／検針定例日（毎月25～27日）に各家庭や事業所などの水道メーターの読み取り（土日、祝日問わず）

契約期間／契約締結日から令和9年3月31日まで（自動更新あり）

業務開始／令和8年8月分検針から

検針地区／白糠地区約500件（西1条北1ほか）、庶路地区約400件（庶路宮下ほか）

報酬／4月～11月は1件あたり55円
12月～3月は1件あたり60円

※庶路地区の一部は件数にかかわらず1カ月7810円（約60件）

応募方法／役場1階水道課（5番窓

児童扶養手当

父母の離婚等の理由で母子・父子世帯の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で一定の障がいの状態にある児童）を養育する方に支給されます。

▼手当月額

全額支給／4万8050円
一部支給／4万8040円～
1万1340円

【第2子以降の加算額】

全額支給／1万1350円
一部支給／1万1340円～
5680円

※前年の所得が一定以上の場合、手当が停止または一部停止されます。

支払時期／1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回前月分まで支給されます。受給資格者は、8月3日～31日までに児童扶養手当現況届の届出が必要です。関係書類は7月下旬に発送しますのでご確認ください。

問 健康子ども課子育て支援係（522）

